

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	障害児通所給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、障害児通所給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市

公表日

令和5年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害児通所給付等に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 児童福祉法に基づき、障害児通所支援の給付等に関する事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・障害児通所支援給付費、特例障害児通所支援給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援費、特例障害児相談支援費(以下、「障害児通所支援給付費等」という。)の支給に関する事務・障害児通所支援給付費等の申請の受理、審査、通所受給者証の支給決定に関する事務・やむを得ない場合の障害福祉サービスの提供に関する事務・障害児通所支援給付費等に係る資料の提供等の求めに関する事務・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)」別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③システムの名称	障がい者福祉システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

障害児通所給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 别表第二の第8,11,16,56の2,108,116の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7,10,12,30,55,59条の2の2 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 别表第二の第10,11,12の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9,10,10条の2
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保健福祉部障がい福祉課 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 0246-22-7486
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所